

小郡市地域包括支援センター運營業務プロポーザルに係る質問に対する回答(R1.7.23時点)

	資料名称	該当項目	質問内容 (原文)	回答
1	実施要項	提案上限	<p>設置準備にかかる費用については事業者負担である為、事務室の改修工事、什器の購入、パソコン等の備品購入等は当然様式28-1.2.3号の経費から除外すると認識しているが、実際に業務を開始した後の状況に応じ、備品を追加購入する可能性があることを想定し、経費を初年度に計上することは可能か。仮に計上しても2,000万円を超える場合は事業所で負担することは認識している。</p> <p>例) 相談件数が多い場合は電話回線を追加で増やさないといけない可能性がある。プラン件数によっては複合機等を追加で増やす必要性が生じる可能性がある等で予算を計上する場合。</p>	<p>備品等の購入を想定し、その経費を初年度に計上することは可能です。</p> <p>ただし、それぞれの年度について、提案上限額である2,000万円を超えた場合は、その圏域について交渉権を失うこととなりますので、この点をご留意いただき見積書の作成をお願いします。</p>
2	実施要項	<p>応募の手続き</p> <p>(1)③表の注記</p>	<p>「提出期限までに参加表明書等提出書類が到達しなかった場合はいかなる理由があっても企画書提案書の提出はできないものとする」とあるが、法人登記簿謄本について、社会福祉法制度改正により理事長専任方法が変更となり、今年度の6月に全国の社会福祉法人は一斉に理事長改選となった為、ほとんどの法人は理事会終了後に登記手続きを法務局に行っている最中であり、登記手続き中は登記簿謄本を準備することができない。この場合は準備できない理由書及び準備できしだい提出する旨の誓約書提出をもって認めて頂けるでしょうか。また、その場合の書式についても指定等があればご教授頂きたいと考えます。</p>	<p>諸般の事情で、登記簿謄本を準備できない法人については、その理由及び準備できしだい提出する旨を記載した書類(任意様式)を代表者印押印のうえ提出してください。</p> <p>なお、登記が済み次第、登記簿謄本の提出をお願いします。</p>

3	実施要項	応募の手続き (4) IV	<p>プレゼンテーションに必要な機材はスクリーンを除き、各事業者が準備すること」となっているが、以下の3点について質問したい。</p> <p>①プロジェクターとパソコンを持参した場合に延長コードとプロジェクターを乗せる台も準備する必要があるか。</p> <p>②その場合は事前に会場を見るか、延長コードの長さや台の大まかな高さをご指示頂く事は可能か。</p> <p>③準備時間をどの程度とって頂けるか。</p>	<p>①、②延長コード、プロジェクターを載せる台は、当市で準備します。</p> <p>③プレゼンテーションの準備時間は、10分程度の時間を設ける予定です。</p>
4	実施要項	応募の手続き	<p>事前に企画提案書等の副本を12部提出するようになっているが、プレゼンテーションの際は審査委員は企画提案書を手元資料として見ている状況でプレゼンテーションを行うのか、それとも事前提出資料は審査委員会の審議の際に使用する資料で、プレゼンテーションの際は別に企画提案書に沿った手元資料を準備した方がよいかお尋ねしたい。</p>	<p>プレゼンテーションの際は、企画提案書を手元資料として使用します。</p> <p>追加資料等を新たに提出することはできませんのでご注意ください。</p> <p>したがって、プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿うようにしてください。</p>
5	仕様書	建物設備	<p>既存の事業として、居宅介護支援事業等を実施している場合で同建物内に地域包括支援センターを実施することを立案する場合、会議室、相談室、トイレ等の設備について既存事業の支障とならない範囲で兼用することは可能か。</p>	<p>仕様書記載の基準を満たすものであれば、既存事業の支障とならない範囲での兼用は可能です。</p>
6	仕様書	営業時間	<p>営業時間は月曜日から金曜日となっているが、指定曜日に加え土曜日や日曜日に営業することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>

7	仕様書	介護予防支援部門	<p>職員数について「担当する地域における必要な介護予防サービス・支援計画作成及び介護予防ケアマネジメント実施数に応じた人員を配置すること。」となっているが、各地区内に要支援認定者が概ね 300 名いらっしゃるが、その中から支援計画が必要な方全員の計画を実施する想定数か、それとも支援計画が必要な方の内、既存の地域包括が何名か継続して計画作成を実施するのか、既存のご利用者を全員引き継ぐのか、新規だけを担当するのか、そもそも現状で何名いらっしゃるかが分からない為、想定の人数を確定できない。申込を行う各法人が想定数を少なく見積もれば当然人件費も安くなり、委託料も安く見積もることも可能であるが、各法人の判断で想定数を決めてよろしいでしょうか。最低限何名以上支援計画を実施する想定をしたらよろしいでしょうか。</p>	<p>既存の地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援センターとして残りますが、指定介護予防支援業務を実施する予定はなく、ケアプラン作成の実施もありません。したがって、既存の利用者については、今回委託を行う地域包括支援センターにすべて引き継ぐこととなります。</p> <p>なお、現状の利用者として、H30.10.1におけるケアプラン作成数は市内全域で701件（うち市内委託114件、市外委託25件）となっています。</p>
8	仕様書	指定介護予防支援業務 第1号介護予防支援事業業務	<p>既に居宅介護支援事業所の指定を受け事業を実施している同事務所において地域包括支援センターを受託しようとする場合、地域包括支援センターとして別に指定を受ける必要があるか。それとも既存の居宅介護支援事業所の職員が地域包括支援センター職員を兼務し、会計上、地域包括支援センター（1）包括的支援事業（2）介護予防支援事業と居宅介護支援事業を区分した上で支援計画を作成しても差し支えないか。若しくは受託した地域包括支援センターが介護予防支援事業の部分のみ併設する居宅介護支援事業所に委託する等して実施することは可能か。</p>	<p>既に居宅支援事業所として指定を受けている場合でも、新たに指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）として指定を受ける必要があります。</p> <p>なお、介護保険法第115条の23第3項の規定により、地域包括支援センターは介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することはできませんが、介護予防支援業務のすべてを居宅介護支援事業所に委託して実施することはできません。</p>

9	審査基準	3. プレゼンテーションと審査	<p>業務委託を行う場合の行政としての方針やどこに重点をおいているのが明確に分からない部分がある。その為、各項目において点数配分がなされているが、採点する際の方法や基準が更に詳細に分かれば、その方針を推察することもできるかと考えます。</p> <p>例えば、この項目は10点満点であるが、5段階評価で評価するや見積もり額については他法人と比較して相対的に順位付けを行い、安価な法人から単純に配点するのか、金額が高くて職員を多く配置する計画を立てている等、それに見合った内容であれば一定の基準に当てはめて採点するのか等</p>	<p>採点方法や基準については、実施要領のほか、さらに詳細なものとして、現時点でお示しできるものはありません。</p>
10	実施要項	<p>6 法人市町村民税納付証明書</p> <p>7 法人税、消費税、及び地方消費税の納付証明書 (その3の3)</p>	<p>社会福祉法人の場合、法人としての市町村民税は非課税ですが就労している従業員個人から特別徴収している領収書の控えはあります。法人税、消費税も非課税ですが固定資産税の納税証明書であれば市役所にて取得可能です。また、(その3の3)が何を示すものが分かりません。納税証明書ではなく、課税証明書の備考欄に非課税と記された証明書であれば、行政より発行可能であります。納税をしておりませんので、納税証明書がありません。</p> <p>社会福祉法人の場合、具体的にどのような書類を提出すればよいかご教授頂ければと存じます。</p>	<p>社会福祉法人等により、法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税が免除となっている場合は、その旨を記載した書類(任意様式)を代表者印押印のうえ提出してください。</p> <p>なお、(その3の3)とは、税務署が発行する納税証明書のうち法人税、消費税及び地方消費税について、滞納がないことの証明書です(納税が免除となっている法人については、提出する必要はありません)。</p>
11	仕様書	5(2)ア・イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室の原則20㎡以上は、相談室や会議室を含むのか?</li> <li>・相談室と会議室は、別にスペースの確保が必要か? または兼用が可能か?</li> <li>・事務所を病院内に設置可能か? その際、相談室や会議室の兼用可能か?</li> <li>・事務所を居宅介護支援センター内に設置可能か? その際、相談室や会議室の兼用可能か?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室20㎡以上に、相談室・会議室を含むことは可能です。ただし、業務に支障のないスペースの確保をお願いします。</li> <li>・相談室と会議室の確保については、仕様書記載のとおりです。</li> <li>・事務所を病院内に設置することは可能です。また、相談室や会議室を業務に支障のない範囲で、病院と兼用することは可能です。</li> <li>・事務所を居宅介護支援事業所内に設置することは可能です。ただし、その際は、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとは明確に区別して配置してください。また、相談室や会議室を業務に支障のない範囲で、</li> </ul>

				居宅介護支援事業所と兼用することは可能です。
12	仕様書	5 (2) キ	・市で準備するケアプラン作成用のパソコンは、何台準備されるか？	三職種用として3台、介護支援専門員用として3台、市より貸与します。
13	仕様書	7 (2)	・人員配置として、現在地域包括支援センターに所属する介護支援専門員を、受け入れることが出来るのか？	委託先である地域包括支援センターでの勤務を希望する介護支援専門員については、相談に応じます。
14	仕様書	7 (2)	・介護予防支援部門の介護予防サービス・支援計画作成及び介護予防ケアマネジメントは、他の事業所に委託している部分についてどうするのか？そのまま委託するのであれば、実施数に応じた人員配置を試算するためにも、各圏域の要支援認定者数のうち、委託されている件数を提示して頂きたい。	現在、地域包括支援センターから他の事業所に委託しているケアプランについては、今年度末で委託契約の期間が一旦終了します。よって、これらのケアプランを含む既存のすべてのケアプランについて、今回委託を行う地域包括支援センターへ引継ぎを行います。 なお、各地域包括支援センターから必要に応じて他の事業所へケアプラン作成を委託することについて妨げるものではありません。既存のケアプラン作成数は、No.7回答のとおり。
15	仕様書	7 (1)	人員基準にて保健師に準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、具体的にどのような経験を指すのか？ たとえば、訪問看護やデイサービスでの健康管理や運動指導などの在宅サービスの経験がある看護師は含まれるか？	地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、通所介護、訪問看護等の在宅ケアにおいて、健康づくりや介護予防に関する業務を1年以上経験した看護師のことを指します。 したがって、訪問看護やデイサービスでの健康管理や運動指導などの在宅サービスの経験がある看護師のうち、1年以上の経験があれば含まれます。
16	仕様書	7. 職員体制 (1) 包括的支援部門 ア	公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、具体的にどのような業務経験になるのか教えてください。	No.15回答のとおり。
17	様式第15号	国・地方公共団体からの委託事業実績を記載すること	国・地方公共団体からの委託実績とは、具体的にどのようなことを記載すればいいのか教えてください。	国・県・市町村等からの業務委託における事業名を記載してください。 具体的には、「生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）」や「認知症初期集中支援事業」、「在宅介護支援事業」等のことを指します。
18	仕様書	7 職員体制	保健師・社会福祉士などの専門職の配置が求められているが、いずれの職種も当法人で募集しているが長期にわたり応募が無い若しくは新人の募集が現状であるが、開設までに確保出来ない場合は、猶予があるのか。	すべての職種において、開設までに確保をお願いします。
19	仕様書	(1) 委託料	20,000,000円の積算根拠を示してほしい。業務内容が出来る職員を募集となると、上記委託料では、人件費で超えてしまう可能性や、昇給が厳しいと考えられ	現在の小郡市地域包括支援センターの予算をもとに積算しております。

			る。	
20	仕様書	8 地域包括支援センターで実施する業務	現在の包括支援センターについては、基幹型として存続するのか、若しくは、廃止されるのか もし、廃止されるのであれば、市職員以外の職員は、委託が確定した場合、引き受けることが可能であるのか	現在の地域包括支援センターは基幹型地域包括支援センターとして存続します。ただし、介護予防支援業務は実施する予定がないことから、介護支援専門員については、相談に応じることが可能です。
21	仕様書	4 担当する日常生活圏域	1 圏域 1 法人となっているが、久留米市のように全域、NPO 法人など 1 法人等に委託する見直しはないのか 理由として、今後の運営・人材募集などを考えると 3 か所で運営するのは厳しいのではないか	現時点での想定はありません。
22	仕様書	4 担当する日常生活圏域	通常圏域は、中学校区が各市町村で見受けられるが、今般の地域割は、人口によるものと見受けられる。今後増減等があった場合は、圏域の変更はあるのか	今後の検討事項のため、現時点での想定はありません。
23	仕様書	9 提案上限額	なお、地域包括支援センターの設置準備にかかる費用については、事業者の負担とするとあるが、どの範囲までになるか、 例：看板設置、事務室の改修工事等 また、パソコン、車両購入費も事業者等もなるのか	仕様書記載のとおり、原則的に事業所の負担となります。ただし、ケアプラン作成用のパソコンについては、6 台を上限として市より貸与します。
24	仕様書	4 担当する日常生活圏域	各圏域の要支援認定者数は、記載されているが、現在のケアプラン作成数を教えて頂きたい。また、現在、ケアプランの一部を居宅支援事業所に委託しているが、地域包括支援センターが設置されたらはいは、地域包括支援センターで作成するのか、若しくは今まで通り居宅支援事業所に委託するのか、またその場合は、センター及び居宅支援事業所の各ケアプラン数を教えて頂きたい。	No. 7、No. 14 回答のとおり。